

(案)

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

支出負担行為担当官千葉県警察会計担当官（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の保安規定に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安に関する業務の委託について次のとおり契約を締結する。

なお、本委託契約の履行細目は「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書」（以下「契約細目書」という。）に基づくものとする。

（契約対象電気工作物の概要）

第1条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- （1）事業場の名称 千葉県警察学校
- （2）事業場の所在地 千葉県東金市土農田28番地1
- （3）設備
 - ア 需要設備
設備容量 1,200KVA 6,600V
 - イ 非常用予備発電装置
定格容量 50KVA 210V
定格容量 250KVA 6,600V
 - ウ 太陽光発電設備
定格容量 10KW

（点検の頻度）

第2条 第4条第1項第1号に定める点検の頻度は次のとおりとする。

- （1）月次点検 毎月1回
- （2）年次点検 毎年1回
- （3）清掃点検 毎年1回（年次点検実施時）
- （4）臨時点検 必要な都度

2 前項に定める年次点検には、月次点検が含まれるものとする。

（委託料）

第3条 第4条第1項第1号から第3項までに掲げる業務に対する委託料は次のとおりとする。

金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(金 円)

(注) 「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定により、請負金額に110分の10を乗じて得た額とする。

ただし、令和8年度の国の本予算が成立したときは、次のとおりとする。

金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
(金 円)

2 第4条第1項第1号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の委託料は、別に甲乙協議の上定める。

(委託業務の内容)

第4条 乙が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 第1条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に報告すること。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止のためにとるべき措置について甲に報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 第1条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 第1条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - (6) 第1条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - (7) 乙は、保安管理業務外部委託承認申請書（電気事業法施行規則第52条第2項）及び保安規定届出書（電気事業法第42条第1項）を作成し、関東経済産業局長に提出すること。
- 2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じて乙は助言を行うものとする。
- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - (6) 高所又は隠蔽箇所に設置された配線及び機器等
 - (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等
 - (8) 甲は、第1条の事業場について保安業務担当者と面接等を行い、その者が委託契約書に基づいた保安業務担当者本人であることの確認をすること。
- 3 使用機器及びそれに付随する配線機器等については、第1項によるほか、甲は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとする。

(連絡責任者等)

第5条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、そ

の氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に基づいた保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知することとする。
なお、保安業務担当者等を変更する必要がある場合も同様とする。

(記録の保存)

第7条 乙が実施し、甲に報告した保安管理業務の結果記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

(甲及び乙の協力及び義務)

- 第8条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(契約期間)

第9条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和8年 月 日までとする。ただし、令和8年度の国の本予算が成立したときは、令和9年3月31日までとする。

(契約の解除及び違約金)

- 第10条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、第(8)号による契約の解除を除き、違約金として未保守期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当し、その金額が違約金に満たないときはその不足額を乙より徴収する。
(1) 乙がこの契約の解除を申し出た場合。

(2) 乙に、以下の事由が生じた場合。

ア 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。

イ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合。

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。

(3) 乙が契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合。

(4) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(6) 乙が第11条第2項に該当する場合。

(7) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反した場合。

(8) 乙が第12条の各号に該当する場合。

3 甲は、前項第1号及び第3号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、違約金の徴収を免除することができる。

(再委託契約に関する契約解除)

第11条 甲は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団又暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、乙に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第12条 甲は、第10条第2項に規定する違約金のほか、乙が次の各号に該当する場合、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行犯としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合。

(秘密保持)

第13条 乙は、本契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し又は解約された後においても同様とする。

また乙は、本契約に従事する乙の社員が、退職後に秘密を漏らすことがないようにあらかじめ必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の定めにもかかわらず、乙の故意若しくは過失により甲の機密事項が乙を経て第三者に漏洩されたと認められた場合は、乙はその責任を負うものとする。

(人権尊重の確保)

第14条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 住所 千葉市中央区長洲一丁目9番1号
氏名 支出負担行為担当官
千葉県警察会計担当官
青山 彩子

受託者（乙） 住所
氏名

仕 様 書

- 1 委 託 名 警察学校自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 委 託 場 所 東金市
- 3 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和 年 月 日まで
ただし、令和8年度の国の本予算が成立したときは、令和9年3月31日まで
- 4 設 備
 - (1) 需要設備
設備容量 1,200KVA 6,600V
 - (2) 非常用予備発電装置
定格容量 50KVA 210V
定格容量 250KVA 6,600V
 - (3) 太陽光発電設備
定格容量 10KW
- 5 委 託 内 容
 - (1) 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について委託者に報告すること。
また、受託者は月次点検の際、委託者に対し日常巡視時等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定にしない事項又は適合しないおそれがないか点検を行うこと。
なお、点検、測定及び試験の頻度は次のとおりとする。
月次点検 毎月1回
年次点検 毎年1回
清掃点検 毎年1回（年次点検実施時）
臨時点検 必要な都度
点検等の基準については、別表による。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは電力会社等から通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと、また事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には同様の事故・故障を再発させないための対策について委託者に指示又は助言をするとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (6) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (7) 点検月にあつては令和8年4月から令和9年3月までとする。

(8) 保安全管理業務外部委託承認申請書（電気事業法施行規則第52条第2項）及び保安規定届出書（電気事業法第42条第1項）を作成し、関東経済産業局長に提出すること。

(9) 前記各項の受託者に委託する保安全管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。これに関し、委託者の求めに応じて受託者は助言を行うものとする。

ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報機、昇降機及び昇降路内の設備等

イ 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ウ 点検時、現場に設置されていない移動用機器等

エ 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

オ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

カ 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等

キ 業務上の都合等甲の事由で、受託者が立入できない場所に設置された機器等

6 事故応動

(1) 電気事故が発生した場合は、委託者の指示に従い、速やかに出動するものとする。（施設から事故応動の要請があった場合は、委託者へ連絡し指示を受けるものとする）

(2) 事故状況を把握し、事故の波及を防止するとともに、事故原因を調査して委託者へ連絡し指示を受けるものとする。

(3) 事故応動は要請を受けてから概ね60分以内に現地に到着できること。

(4) 事故記録を作成し提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、事前に業務計画書を提出し、委託者の承諾を得ること。

(2) 本仕様書に記載のない事項は、委託者と受託者協議のうえ対応する。

別紙

自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目

第1条（点検、測定及び試験の基準等）

- 1 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約（以下「契約書」という）第4条第1項1号に基づく定期的な点検、測定及び試験は別表によるものとする。
- 2 契約書第2条第1項第4号のうち、必要の都度行う臨時点検は次によるものとする。
 - (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。
 - ア 高圧機材が破壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
 - (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。
- 3 契約書第4条第1項第6号に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状況的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の①及び②に掲げる処置を行うこととする。
 - ① 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - ② 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変圧器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認する。

第2条（甲乙相互の通知）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に通知するものとする。
 - (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
 - (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
 - (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気保安に関する組織を変更する場合
- (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の継承があった場合
- (12) 電力会社等との契約電力を変更する場合
- (13) その他必要な場合

2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- (3) その他必要な事項

第3条（実施日程等）

1 乙は、契約書第2条第1項第1号に定める業務について、原則として、平日の乙の執務時間に実施すること及びあらかじめ甲に対して実施予定日を次のとおり通知することとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については実施予定日の前日まで
- (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については実施予定の2週間前まで

2 甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむをえない理由により、日程の変更を必要とする場合は、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとする。

3 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、乙が行うことができるものとする。

第4条（事業場内の立入り等）

乙は、保安全管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとする。この場合において、甲は、甲の服務規律を尊重するものとする。

第5条（記録の確認等）

1 乙は、保安全管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

第6条（備品等の整備）

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安全管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

第7条（契約期間内の更改）

甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 甲が保安規定を変更する場合

(5) 乙が保安業務受託規定又は保安業務手数料細則を変更する場合

第8条（電気工作物以外の不安全施設に対する措置等）

- 1 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとする。
- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。
- 3 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができる。
- 4 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年次点検
受電設備（第二受電設備以降を含む）	【区分開閉器等物 引込線、支持物 架空電線、ケーブル】	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定 (S O G 制 御 回 路 含 む)		○
		継 電 器 と の 連 動 試 験		○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験		○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		動 作 試 験		○
		内 部 点 検 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験 (O C B の と き)		○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		漏 え い 電 流 測 定	○	○
		内 部 点 検 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験		○
	電 力 用 コ ン デ ン サ 及 び リ ア ク ト ル	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	母 線	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	配 電 回 路 制 御 盤	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験		○
		継 電 器 と 遮 断 機 と の 連 動 試 験		○
計 器 校 正 試 験 電 圧 、 負 荷 電 流 測 定		○	○	
受 電 設 備 の 建 物 ・ 室、 キ ュ ー ビ ク ル の 金 属 箱	外 観 点 検	○	○	
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	

配電設備	電線路 架空電線、支持物 ケーブル、ブール	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	接地装置	継電器との連動試験		○	
外観点検		○	○		
接地抵抗測定	接地抵抗測定		○		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機 励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器 配制御装置 機器盤等	外観点検	○	○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置試験		○	
	その他は受電設備に準ずる				
	蓄電池設備	本体	外観点検	○	○
			液量点検	○	○
電圧測定			○	○	
液温・比重測定				○	
充放電 装置		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
負荷設備	配線、配線器具 その他の機器 設置装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

注：1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

3 受配電盤の外観点検には電圧・負荷電流の測定を含む。

4 変圧器漏えい電流測定はB種設接地線に流れる漏えい電流の測定とする。

参 考

委 託 名 警察学校自家用電気工作物保安管理業務委託

委 託 場 所 東金市

委 託 内 容 警察学校の自家用電気工作物保安管理業務委託
一式

内 訳 書

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
I 直接業務費		1	式			
II 業務管理費		1	式			
III 一般管理費		1	式			
小 計						
消費税		10	%			
合 計						

費 用 別 内 訳 書

I 直接業務費内訳

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費	1, 200KVA 6, 600V					
1 保安管理業務						
定期点検		1	回			
月次点検		11	回			
2 清掃点検		1	式			
直接人件費 計						
直接物品費		1	式			
II 直接業務費 合計						